

## 廃プラスチックにおける拡大生産者責任を求める意見書

本市は平成17（2005）年2月に新たな分別収集方法を実施し、三鷹市民の懸命な努力により18年度から3年間で19%のごみ減量の成果を上げてきた。

また、可燃・不燃ごみが減少する中で、資源物であるプラスチック類、ペットボトルや紙類と古着が増加し、いわゆる資源化を前進させている。

リサイクルの推進については、その費用を行政と生産者が適正に負担すべきとされながら、「改正容器包装リサイクル法」においてもそのバランスは保たれず、依然として自治体の負担が重くのしかかっているため、分別・リサイクルに積極的な自治体ほどその処理費用に税がたくさん使用されている。

廃プラスチックの適正処理は、原料や添加剤の使用状況などを熟知している生産者こそが担うべきであり、つくるに任せて自治体が税金で処理する現状は、生産者の責任を自治体が進んで肩がわりすることになりかねず、廃プラスチックがますます増加し循環型社会形成に寄与するものとは言えない。

生産者が廃棄の段階まで責任を持つ拡大生産者責任を確立してこそ発生抑制がきき、また、環境に負荷がかからないものづくり、仕組みづくりにつながる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、真の資源循環型社会実現のため、廃プラスチックにおける拡大生産者責任を早急に強化するよう強く要望する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年9月30日

三鷹市議会議長 石 井 良 司